

ト曝露は考えにくいという姿勢である。ちなみに労災認定も健康管理手帳の交付も、Nさんの事例が初めての事例とのこと。事例が出れば、ホームページで公開すると回答している。

また、Nさんの胸膜肥厚斑について、あくまでも会社は入社前からの胸膜炎の既往症であると決めつけている。胸膜炎の後遺症の胸膜肥厚と、石綿による胸膜肥厚斑の違いは、専門医が見ればわかる。石綿健康管理手帳を申請する際には、主治医の診断書と合わせて、レントゲン写真なども添付する。つまり、会社は労働局による診断すら否定するのだ。

今後の課題としては、まず、Nさんが取り扱ったジョンズ・マンビルの断熱材の全成分を明らかにすること。米国の石綿関連NPOなどに確認する予定である。

また、会社は隣接職場でのアスベスト製品使用は1983年までとしているが、環境省の発表によると、横浜ゴム平塚工場では1974～93年までアスベストを取り扱っていたとされている。つまり他の職場での使用があるはずなので、これらの詳細についても確認する必要がある。

会社の医学判断への固執は、横浜ゴムに限らない。じん肺裁判で、会社側が労働局の決定を否定して、鑑定を求めると同じ発想だ。この間、アスベスト関連企業では、退職者に健康診断を呼びかけているところは少なくない。きちんと行っているところもあるが、すべて心配ないとは言えない。

ちなみにNさんは、労働局の指定する医療機関だけではなく、十条通り医院での健康管理

を希望されている。



(かながわ労災職業病7、8月号)

港湾労働者に健康管理手帳 兵庫●神戸港の登録日雇労働者10名に

3月13日、石綿被害による労災申請を監督署に、じん肺管理区分申請・健康管理手帳の交付申請を兵庫労働局に行った。

石綿被害は深刻な状況をかえしている。「こんな病気になるのならやっていたらよかった」と皆口々に怒りを表わしている。

ここ数年、2年に1人くらいの割合で被害の連絡が入り、労災申請を行ってきたが、昨年のクボタショックにより組合員の健康への関心が高まり、組合は昨年10月より、健康診断への呼びかけを行ってきた。

■ 全額自己負担での検診

石綿被害の健康管理は、事業主の安全管理責任が本来求められるが、なんらの対策も取らなかったのが現実だ。

他方、国の責任での検診の実施を厚労省と労働局に要請しているが、何の進展もなく、組合員の健康不安は高まるばかりで、現在は全額自己負担での健診だ。

結果、まだ25人の受診であるが、石綿が原因とされる石綿肺・石灰化胸膜ブランクなど、石綿を長年吸引しなければ罹らない病名が名を連ねた。そのため集

団申請となった。

■ 9人が石綿被害で死亡

最盛期は、3,500人を越える日雇い労働者が神戸港で働き、支部の調べでは、これまで9人が石綿に起因する疾病で死亡している。石綿被害はまだ入り口に立ったばかりかもしれない。今まで健康管理手帳の交付も受けず、労災申請にも気づかず、少し胸の苦しさを気に止めながらも、タバコや酒や環境からだと思い込み、耐え抜いて息を引き取った者はいないだろうか。

国民の知る権利を奪い、国の知りえた情報を国民に知らせる義務を怠った、このアスベスト被害は政府に対する戦いでもある。

■ 石綿の港湾荷役

石綿は鉱物として輸入され、昭和51年のピーク時には12万8千トンが記録されている。その年を前後して5年ほど10万トンが輸入され、神戸港は日本一の輸入港となった。

荷姿も粗悪な麻袋や紙袋で、発ガン物質と認識されながらも、粉じん予防の防じんマスクなどは支給されたことはなかった。それどころか、手鉤を打ち込んで

の荷役やベルトコンベヤーから流れてくる石綿を肩に担いだり、捲り返されたため、頭からかぶったりして、容赦なく目や口へと石綿が入ってきた。二度三度と洗っても鉄粉状の石綿はなかなか取れなかったと証言している。

■ 石綿被害は安全管理違反

申請者の10人は、港湾労働で荷役作業に従事し、15年から20年の石綿の荷捌きを行ってきた者たちばかりだ。

石綿が飛び散るなか、ガーゼマスク一枚程度の「安全保護具」で作業してきた結果であり、いまではこの「胸膜肥厚」が一つの石綿荷役の証拠となっている。

これらのことは、安全管理の指導を国が怠たり、事業主の作業環境の維持管理がなされなかったためである。労働基準法や労働安全衛生法を管理監督する労働局にも、責任は大きくある。

彼らも、「当時の港湾労働者は死亡災害が続発し、そちらに手をとられていた」と石綿被害に対する指導性の不十分さを明らかにしている。

■ 10名に石綿手帳交付

石綿健康管理手帳は、10人申請して、10人に交付された。

石綿の作業に従事して、10年以上の作業歴がないと発生しないとと言われる「胸膜肥厚」が全員に確認されたことになる。

管理区分の決定は、管理3イが1人、管理2が2人、あとの7人は管理1となり、じん肺手帳は3人に交付された。また、4人の続発性気管支炎などの合併症は認められなかった。主治医の診断

とは、かなりの隔たりが生じた。

労災申請は、10人全員が業務外となった。それぞれの認知がされない理由は、胸膜肥厚は胸膜肥厚班(胸膜プラーク)と違うとしてきた。また、合併症も局が行った診断書の審査のみの判断を追認してきた。さらに、肺がんについても、「胸膜プラーク及び石綿小体がある旨の医学的所見が得られないことから、石綿による疾病の認定基準を満たしていない」とし、現実の被害者との症状に隔たりがでた。

これらの決定にも審査基準の厳しさがあり、石綿被害の労災補償から被害者を遠ざけているのが現実だ。

■ 認定基準の緩和を

アスベストによる発がん性が立証され、体内における有害性も多くの文献で医学的にも確認がされている。

しかし、早期発見、早期治療のためのじん肺管理区分や健康管理手帳の審査において労働者を救済する道は、多くの問題を残している。管理区分の決定においては、エックス線写真及び肺機能検査で審査しているも

の、その判断においても画一したものがなく、エックス線の読影しだいでは、肺の「型」も違ってしまふ。健康管理手帳も管理区分が2か3になってはじめて交付され、胸膜肥厚も読影によって診断の違いがでてくる。

手帳交付は、発がん性であるアスベストについては、労働者の申請によらず、作業従事者には無条件で手帳が交付されなければならない。それにより定期健康診断が行われ、石綿被害の早期発見に努めなければならない。

労働者が申請して初めて審査が行われ、要件を具備した者だけに交付される現在のシステムは、即刻見直さなければならない。

■ 一刻も早い被害者の救済を

石綿被害で死亡者が続出している。病状が日々悪化している。呼吸器系の病気は死を意識する。

石綿の取扱いが日本一だった神戸港。被害の拡大を行政は、もっと深刻に受け止めてほしいものである。



全港湾弁天浜支部・戸崎正巳
(ひょうご労働安全衛生7月号)

元労働者16人に健康管理手帳 大分●閉鎖した石綿製品製造工場

1999年に閉鎖したアスベスト(石綿)含有製品製造工場「アイコー九州製造所」(宇佐市橋

津)の元従業員16人が、石綿による「胸膜肥厚」で、大分労働局から石綿健康管理手帳の交付